

志布志都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

志布志都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理由

志布志都市計画区域においては，当初，平成16年に策定しており，平成25年には，第1次志布志市総合振興計画に即した見直しを行い，「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を基本理念として都市づくりに取り組んできた。

また，平成29年3月には，第2次志布志市総合振興計画を策定し，市の将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」とし，平成30年3月には，志布志市都市計画マスタープランを策定，概ね20年後の都市づくりの実現に向けた取り組みを進めているところである。

このような中，東九州自動車道（仮称）志布志有明ICの整備が進むなどの事業進捗に伴い，IC周辺である野井倉地域について，無秩序な開発を抑制し，優良な田園地域の保全と周辺の良好な住環境の形成を目的とした土地利用の誘導を図るため，既都市計画区域と合わせて一体的に整備，開発及び保全を図ることとし，新たに都市計画区域に編入する。

このようなことから，新たに都市計画区域となる野井倉地域の市街地像追加や社会情勢等の変化を踏まえた記載内容の見直しを行うものである。

志布志都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 主要用途の配置の方針	5
② 土地利用の方針	6
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 交通施設の都市計画の決定の方針	7
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	10
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	11
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	12
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	12
② 市街地整備の目標	12
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	12
① 基本方針	12
② 主要な緑地の配置の方針	13
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	15
④ 主要な緑地の確保目標	15

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

志布志都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の大隅地域に位置し、宮崎市を起点とし霧島市を終点とする国道220号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っているとともに、国際物流拠点である志布志港を有している。

本区域は、古くから海上貿易の盛んな地域として栄え、現在でも国際的な物流が展開されている志布志港は、南九州の物流・交流拠点として発展しており、さらに物流の広域化、高速化により産業振興に大きく貢献する東九州自動車道や都城志布志道路などの広域交通体系の整備が進められている。

また、緑豊かな森林や日南海岸国定公園に指定されている美しい海岸線などの豊かな自然環境に加え、山城跡や武家屋敷などの貴重な歴史的資源も多数存在しているなど、豊富な資源に恵まれた区域である。

一方、本区域においては、中心市街地における居住人口の減少や空き店舗の増加など、既存のストックを生かしたコンパクトなまちづくりによる魅力と活力ある都市環境の形成によるにぎわいの創出が課題となっている。

現在有する交通機能に加え、東九州自動車道や都城志布志道路などの広域的な物流・交流軸が形成されることから、効果的に活用したまちづくりなど、豊かな自然環境や貴重な歴史的資源などの地域資源を活かした、他都市にはない個性的なまちづくりが必要である。

加えて、量より質が求められる現在においては、利便性はもちろんのこと、住んでたのしい、安心してくらせる「快適な暮らしの場」を創出するまちづくりも必要である。

このようなことから、本区域では、志布志港を中心とした物流拠点の形成、並びに地域資源を活用した交流拠点の形成を主眼におきつつ、魅力にあふれ発展し続けるふるさとを目指して取り組んでいくものとし、志布志市総合振興計画における将来の都市像を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「未来へ躍動する創造都市 志布志

【さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して】」

この基本理念を実現するため、次の4つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■ 安全で快適に生活できるまちづくり

道路や公園，下水道などの基本的な都市基盤の整備を図るとともに，良好な居住環境の整備，生活排水処理の推進，各種災害に強い安全な環境づくりに努め，安心・安全で快適に生活できるまちづくりをめざす。

また，まちの核として都市機能が集積する中心市街地については，市街地の活性化やコンパクトなまちづくりに向けた取組を進め，人の往来によりにぎわいを感じられる魅力と活力ある都市環境づくりに努める。

■ 活力ある産業を育むまちづくり

東九州自動車道や都城志布志道路などの交通体系の整備との連携を図りながら，物流拠点の整備強化や市街地の核となる商業地の整備など，産業基盤の確立に努め，時代に対応した活力ある産業を育むまちづくりをめざす。

■ 地域資源を活かした魅力あるまちづくり

日南海岸国定公園に指定されている美しい海岸線をはじめとした豊かな自然環境や，地域に点在する価値ある歴史的資源等の適切な保全・活用を図り，また，これらの地域資源を効果的に活用した交流空間の形成やまちなみの整備により，まちの個性を引き出した魅力あるまちづくりをめざす。

■ 思いやりとぬくもりのあるまちづくり

今後ますます進展する少子・高齢化への保健・福祉対策などの充実とともに，年齢や障害などに関係なく，誰もが使い易いバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた都市施設の整備・改善等を図り，すべての人々が生きがいをもち安心して暮らすことのできる生活環境づくりをめざす。

2) 地域毎の市街地像

① 志布志中央地域

広域的な交流・連携を担う広域連携軸である国道220号と県道志布志福山線が交わり，商店街や志布志市役所，鉄道駅等の施設が集積する本地域は，基本的な都市基盤の整備・充実，土地利用の明確化や低未利用地の有効利用等を図ることで，誰もが利用しやすい魅力的な賑わいのある商業・業務地の形成に努め，本区域の顔となる「都市中心核」としてふさわしいまちづくりを進めていく。

② わかいはま 若浜地域

「国際物流拠点」である志布志港を中心とした本地域は，国内外の都市と本区域との物流の主軸を担う国際物流軸及びインターチェンジとのネットワーク機能を担う産業物流軸とが一体となった広域的な物

流体系を構築するとともに、物流関連施設の整備・充実を図り、活力ある産業基盤の維持・形成に努める。

③ ^{ふもと}麓周辺地域

武家屋敷や山城跡地などの歴史資源が存在し、歴史的・文化的シンボルである市街地東部の麓周辺地域は、これらの良質な資源を維持・保全するとともに、観光資源として効果的に活用することで、本区域の「観光・レクリエーション拠点」としての魅力的なまちづくりを進めていく。また、前川周辺については、流域におけるまちづくり計画との連携により、親水空間など人々が集い自然と交流することのできるうるおいとふれあいの水辺空間の形成に努める。

④ ^{かつき}香月地域

市街地西部の国道220号沿道周辺に位置する本地域は、周辺の住宅地との調和を図りつつ、東九州自動車道のインターチェンジの開設や志布志港の整備を踏まえ、沿道サービス施設や流通業務施設等の導入を図り、利便性の高い土地利用を計画的に進めていく。

⑤ ^{まちばる}町原・^{かみしょうわ}上昭和周辺地域

市街地北部の台地一帯に広がる本地域の住宅地については、良好な住環境の形成に努める。一方、農地や既存集落からなる地区については、周辺環境との調和を図りながら地域環境の保全に努める。

また、東九州自動車道や都城志布志道路などの整備に伴い、I C周辺やアクセス道路沿道部については、広域連携軸を活かし、一体的な産業体系を構築するとともに、産業施設の整備・充実を図り、活力ある産業基盤の維持・形成に努める。

⑥ ^{なつ井}夏井地域

本地域は、豊かな森林、日南海岸国定公園に指定されている良好な海岸、「観光・レクリエーション拠点」となるダグリ公園等を有し、住民に安らぎやうるおいを与える貴重な緑と、雄大な太平洋を望む良好な景観を有している。

また、東九州自動車道の整備に伴い、I C周辺やアクセス道路沿道部については、物流施設の整備や観光拠点としての整備・充実を図り、近年のレクリエーションニーズの多様増大化に対応するため、人と自然との良好な交流空間づくりに努める。

⑦ ^{あんらく}安楽地域

本地域の既存集落については、良好な住環境の形成に努め、周辺環境との調和を図りながら、地域環境の保全に努めるものとする。

また、周辺に広がる農業ゾーンについては、優良な農業生産基盤としてだけでなく、良好な田園風景を構成する景観資源として保全に努める。

⑧ ^{とおりやま}通山地域

国道220号の沿道の地域については、主に住宅地としての土地利用を主体とした良好な住環境の形成を図りながら、地域の日常生活を支える沿道サービス施設等の誘導に努め、既存集落地や国道220号沿道背後地の丘陵部の地域については、良好な住環境の形成、優良な農業生産基盤の確保・保全に十分配慮した土地利用に努める。

また、日南海岸国定公園に指定された沿岸部については良好な自然環境の保全に努める。

⑨ ^{のいくら}野井倉地域

本地域は、良好な農地と住環境が共存しており、周辺環境との調和を図りながら、優良な田園環境と良好な住環境の保全に努める。

また、東九州自動車道ICの整備に伴い、その整備効果を活かしつつ、優良な田園環境への影響に配慮した土地利用に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、年々緩やかに減少しており、今後も同様な傾向で推移すると予測される。

一方、製造品出荷額については、臨海部での物流機能強化等により平成初頭から伸びている状況にあり、今後も順調に伸びることが予測される。こうした産業の推移にみられる土地需要としては、現市街地の未利用地の活用や臨海部で対応可能であり、市街地拡大を伴うまでのものではないと判断される。

また、人口の流出が見られる市街地内においては、都市計画道路の整備に加え、公園・緑地の確保など、計画的な整備を順次進めていることから、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないものと判断される。

新築件数にみる市街化動向としては、開発が容易な台地上で進行していたが、近年は新築件数が鈍化している状況にある。しかし、この地域では、東九州自動車道や都城志布志道路などの大規模プロジェクトの整備が進められ、都市的な土地利用の拡大が見込まれるが、周辺環境に配慮した土地利用を図るほか、現行の農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で十分対処可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 住宅地

既成市街地や、県道及び河川に沿うように広がっている集落のうち、国道220号、J R志布志駅前、志布志湾沿岸部などを除いた区域を住宅地として位置づけ、地域特性に留意しながら、適切な住環境の整備に努める。

特に、区域中央部から前川沿いにかけて広がる集落については、住居専用地域として位置づけ、周辺の豊かな自然環境や歴史的資源を保全・活用しながら、ゆとりと個性あふれる住環境の維持・形成に努める。

一方、既成市街地内や幹線道路沿道及び駅周辺部など、利便性の高い地域特性を有する住宅地については、住環境に悪影響を与えない店舗や事務所等の立地をある程度許容し、便利さも享受できる良好な住環境の形成に努める。

b 商業地

既成市街地を横断する国道220号沿道、J R志布志駅前周辺及び旧来の商店街が形成されている志布志市役所周辺の地域を商業地として位置づける。

そのうち、J R志布志駅前周辺から志布志市役所周辺に至る地域においては、各々の地区特性を踏まえた機能の分担、連携を図りながら、商業集積度の向上、商業環境の整備などを進め、面的な広がりを持った賑わいと魅力のあふれる中心商業地の形成に努める。

国道220号沿道・周辺地域においては、周辺環境との調和を考慮しながら沿道サービス施設等を誘導し、利便性の高い沿道型商業地の形成に努める。

c 工業地

志布志湾に面し、物流施設や関連の施設等が集積している既成市街地南部、及び既成市街地西部の国道220号周辺を工業地として位置づける。

そのうち、臨海部においては、周辺の住環境並びに自然環境との調和に十分配慮しながら、志布志港が有する国際的な物流機能の高度化の進展に併せ、世界に開けた活力ある産業空間の維持・形成に努める。

一方、国道220号周辺地域については、港湾や幹線道路に近接する利便性の高い地域特性を活かして流通・業務施設等の立地を誘導し、産業機能の強化を努める。

② 土地利用の方針

a 用途転換，用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域の良好な生活環境の形成を図るために，用途純化を基本とし，土地が有する可能性や地域住民の利便性等を考慮して，適宜用途転換や複合的な土地利用の誘導に努める。

○ J R 志布志駅周辺

住居系用途に指定されている J R 志布志駅周辺については，周辺の商業地域と一体となった活気ある商業空間の形成を図るべく，商業系用途への変更を検討していく。

○ 市街地周辺部

用途地域に隣接し，公営住宅や一般住宅等が立地する都市計画道路香月線の南部地区については，用途地域の指定に向けて検討を行うなど，計画的な土地利用の規制・誘導を図ることで良好な住環境の形成に努める。

○ 幹線道路沿道

国道220号，県道志布志福山線（都市計画道路関屋線）北側等の幹線道路沿道については，周辺環境との調和を考慮しながら商業施設や流通・業務施設等の立地をある程度許容し，利便性の高い複合的な土地利用を図る。

b 住環境の改善又は維持に関する方針

土地利用の混在や生活道路の未整備などがみられる市街地北部台地など，住環境上課題のある地区については，土地利用の適切な規制・誘導や生活道路等の整備を図ることで，良好な住環境の形成に努める。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内を東西に分布する一団の斜面緑地や社寺境内地の樹林，山城跡の斜面樹林，河川沿岸の緑地など，市街地に現存する緑地については保全・活用を図るものとする。

特に，麓地区に存在する武家屋敷の屋敷林や生垣，山城跡等の歴史的な特徴のある緑地については，風致地区や景観条例等の適用を検討し，良好な風致の維持・創出を図りながら本区域を特徴づける景観資源の保全・活用に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の西部の台地，菱田川左岸及び北東部の山間などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

保安林や地域森林計画対象民有林に指定されている市街地周辺の山林等は、災害の防止や被害の緩和などに資する公益的機能を有することからも、積極的にその保全に努めていく。

土砂災害警戒区域等の土砂災害危険個所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

冠水被害にみまわれる前川と西谷川の合流部付近については、河川の整備とともに上流域の大原台地における雨水流出の対策を講ずることによって災害防止対策に努める。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

ダグリ公園など日南海岸国定公園に指定されている区域東部の沿岸域については、都市部では得ることのできない貴重な自然環境を有していることから、無秩序な開発を抑制し、良好な景観の保全を図るものとする。

また、市街地周辺部の山城跡等の丘陵地については、地域の良好な環境を保持するため、保全に努める。本区域を流下する安楽川、前川沿岸には、樹林地等の良好な自然環境が存在しており、都市の骨格を形成する重要な緑地であることから、その保全に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

夏井集落や安楽集落などの漁港や田園地域内に見られる既存集落については、周辺環境との調和を考慮しながら適切な土地利用の規制・誘導による住環境の整備を図り、集落内の活力やコミュニティが維持された良好な住環境の維持・形成に努める。

また、東九州自動車道や都城志布志道路などの建設により都市的な土地利用の拡大が見込まれるIC周辺及びアクセス道路沿道部については、周辺環境との調和及び用途地域内での土地利用の効率化を図るためにも、特定用途制限地域や地区計画等の導入による計画的な土地利用の規制・誘導を検討していく。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割を持つ路線として、東西方向に国道220号、南北方向に県道志布志福山線が位置している。また、他都市との交流・連携を担う路線として位置づけられる東九州自動車道や都城志布志道路などの整備が進められている。

国際物流拠点である志布志港を有している本区域においては、今後、高規格幹線道路などの整備を進めることで、物の動きを活発化し、産業発展を後押ししていくことが重要な課題となっている。

さらに、中心市街地の活性化、集落間・地域間の連絡性向上などに資する地域内交通体系の整備に努める必要があるほか、高齢化やモータリゼーションの進展等への対応として、人々がより安全かつ快適に利用できる交通空間の形成を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域では以下の基本方針のもとに整備を進める。

○ 広域交通機能の強化

人や物の動きを活発化し、広域的な交流・連携を強化するため、東九州自動車道や都城志布志道路、国道220号などの広域的な幹線道路の整備に努める。

○ 段階的で循環性ある交通体系の確立

区域全体の適正な交通流動を確保するため、広域交通から地域交通までの段階的な交通体系及び区域内の拠点・地域が結びついた循環性ある交通体系の確立に努める。

○ 将来都市構造の形成に資する交通施設の配置

臨海部における広域物流拠点の形成や求心力ある市街地の形成等、区域各所の機能・役割の実現に資する適切な交通施設の配置に努める。

○ 安全・快適な交通空間の形成

高齢者や障害者などの交通弱者の利用や、自然や歴史など地域資源との調和に配慮した安全かつ快適な交通空間の形成に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、国道220号を主軸とし広域交通に対処するとともに都市の交通を円滑に処理するため、以下の方針で適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
高規格幹線道路	高規格幹線道路については、人々の生活や、本区域と都市部との産業のつながりを強化する物流の軸として以下の路線を位置づけ、整備促進を図る。 区域を東西に横断する路線： 都市計画道路1・3・1 号志布志鹿屋末吉線 (東九州自動車道) 都市計画道路1・5・2 号串間志布志線 (東九州自動車道)
地域高規格道路	地域高規格道路については、高規格幹線道路と同様に交流・物流の軸として以下の路線を位置づけ、整備を図

	る。 都城方面へ伸びる路線： 都城志布志道路
主要幹線道路	主要幹線道路については、周辺市町と連絡し、主として人々の生活を支える交通軸として以下の路線を位置づけ、整備を図る。 区域中心部から北部へ伸びる路線： 都市計画道路3・4・1 号関屋線（県道志布志福山線） 上記路線の機能を補完し、本区域における広域交通体系の一翼を担う路線として以下の路線を位置づけ、機能強化に努める。 麓地区から日南方面へ伸びる路線： 県道日南志布志線
都市幹線道路	周辺市町との連絡性強化、都市の骨格形成及び都市内の円滑な交通流動を促進する都市幹線道路として、以下の県道や都市計画道路、市道を位置づけ、各路線の機能強化に努める。 麓地区から北部へ延びる路線： 県道柿之木志布志線 区域中心部から北部台地へ延びる路線： 都市計画道路3・4・6 号昭和通線 （市道昭和・弓場ヶ尾 ^{ゆばがお} 線） 国道220号と併走し稚子松から西部へ延びる路線： 都市計画道路3・4・4 号香月線（市道香月線）

イ その他

種別	配置の方針
鉄道	本区域には、本区域と宮崎県の各都市を結ぶJR日南線が通っており、鉄道駅としては志布志、大隅夏井の2駅が設置されている。当路線は、人々の日常生活や観光等における利便性の高い交通手段としての活用を図るため、今後ともその維持・存続に努めていく。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施設名
道路	高規格幹線道路： 都市計画道路1・3・1 号志布志鹿屋末吉線 （東九州自動車道）

	都市計画道路1・5・2 号串間志布志線 (東九州自動車道) 地域高規格道路： 都城志布志道路 主要幹線道路： 都市計画道路3・4・1 号関屋線 (県道志布志福山線) 都市幹線道路： 都市計画道路3・4・6 号昭和通線 (市道昭和・弓場ヶ尾通) 都市計画道路3・4・4 号香月線 (市道香月線)
--	---

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の下水道等処理施設の整備状況は、合併処理浄化槽にて整備されている。

今後においては、「かごしま生活排水処理構想」に基づき整備促進を図り、志布志湾や河川などの公共用水域の水質環境改善と、快適な生活環境の確保に努める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

合併処理浄化槽による普及を図り、志布志湾や公共用水域の水準を確保することを目標とする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

地域の実情に応じた適切な処理方法を適用していく。

イ 河川

本区域には、前川や安楽川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備を検討するものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

その他都市施設として、本区域には火葬場、墓園、卸売市場が設置されており、既存施設の適正な維持・管理に努めるとともに、広域圏での機能の分担や連携を図りながら、効果的かつ効率的に施設の配置等を進めていく。

b 主要な施設の配置の方針

ア 火葬場

区域東部の国道220号沿道には、曾於南部火葬場が設置されている。今後においては、当該施設の適正な維持・管理を図るとともに、都市化の進展などを見据えて、霊地公園化など機能の付加に努める。

イ 墓園

本区域には、夏井墓園、中道墓園、伊勢堀墓園の3件の集団墓地が設置されている。今後においては、用地の拡張整備を図るほか、公園機能の付加など周辺環境との調和に配慮した整備に努める。

ウ 卸売市場

区域北部には、曾於地域公設地方卸売市場が設置されており、志布志港湾と結びついた流通の一拠点として機能している。今後においては、東九州自動車道、都城志布志道路や志布志港の整備に対応して当該施設の機能強化を図るなど、さらなる流通の合理化、高度化を進めていく。

エ と畜場

区域西部には、家畜類の検査、研究等を行う志布志市食肉センターが設置されている。今後においては、衛生的かつ安全な食肉の供給や周辺環境との調和を図る観点で、適切に施設の維持・強化に努める。

オ ごみ処理施設

本区域のごみ処理は、曾於南部厚生事務組合による広域処理施設において対応している。今後もこうした広域的な取り組みの中で適正な処理体制の確立に努めるものとし、ごみ減量化やリサイクル活動への取り組みを進めることにより、循環型社会の構築に努める。

カ し尿処理施設

本区域のし尿処理は、曾於南部厚生事務組合による広域処理施設において対応している。今後もごみ処理施設と同様に、広域圏での都市機能の分担、連携を図り、効率的な処理体制で対応していくものとし、適正な収集体制の確立に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備を検討するものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市基盤上の問題を抱える既成市街地や商業的利用価値の高いJR志布志駅周辺においては、区画整理等の市街地開発事業に関する検討を行い、効率的かつ効果的な整備に努める。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、雄大な太平洋に面し、陸部においては、のどかで美しい景観を有する農地や森林が広がり、河川が穏やかに流下するなど、豊かな自然環境に恵まれている。

また、武家屋敷や山城跡など深い歴史や伝統文化を今に伝える史跡、建造物が数多く存在しており、個性あふれる良好な自然環境を形成している。

これらの地域資源は、先人が長きにわたって守り育ててきた貴重な財産であることから、将来のまちづくりにおいても、適切に守り、効果的に育て、まちの魅力として次世代へと継承していくことが重要である。

このような状況を踏まえ、以下の方針のもとで自然的環境の整備又は保全に努めていくものとする。

○ 自然環境の保全

自然に囲まれた快適な環境を維持するため、雄大な自然環境の保全を図る。

○ 多面的な機能を持つレクリエーション施設の整備

レクリエーション需要への対応や、防災拠点及び環境保全施設としての活用を図るため、公園緑地の量的な充足並びに適正配置に努める。

○ 地域資源の保全・活用

豊かな自然環境や地域に点在する歴史的資源などを保護するとともに、これらをまちづくりに取り込み効果的に活用していくことで魅力と個性のあふれる地域環境の形成に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	区域全体	市街地北部で東西に連なっている斜面樹林地、市街地周辺部の丘陵地の山林や区域東部に広がる良好な森林、市街地を挟むように流下している安楽川、前川及び菱田川の沿岸に残る樹林地等は、都市の骨格を

		形成する重要な緑地として存在しており、今後ともその自然環境の保全に努める。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	ダグリ公園や志布志運動公園などの既決定公園の整備・充実を図るとともに、既存公園の配置状況や人々のレクリエーションニーズ、誘致距離などを考慮しながら、地域住民の憩いの場を適切に確保していく。
	市街地及び市街地周辺	斜面樹林など市街地及び周辺部に位置する良好な緑や、山城跡など歴史的に価値のある資源を適切に保全・活用しながら、史跡公園など個性的な公園の配置を図る。
	日南海岸周辺	日南海岸国定公園に指定されている区域東部においては、ダグリ公園など既存観光施設の整備充実を図るとともに、雄大な太平洋と、その背後の緑あふれる自然環境を適切に保全・活用しながら、陸と海の多様なレクリエーション機能を併せ持つ魅力的な長期滞在型観光地の形成に努める。
	河川	区域内を流れる河川においては、地域住民が自然と接し、憩うことのできる魅力的な空間としての活用を図るものとし、安楽川下流域については、埠頭整備と関連づけた親水空間の整備に、また、前川については、周辺に分布する歴史的資源との調和に留意した親水空間の創出に努める。
	工業地	工業地に位置する若浜運動公園、及び工業地外縁部に位置する緑地については、工業地にうるおいを与える貴重な緑地空間として、就業者の憩いの場としての活用を図るため、今後においても維持・保全に努める。
c 防災システムの配置	区域全体	急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられる山城跡周辺については、市街化の抑制を図り、災害の未然防止に努めるとともに、自然環境保全に努める。丘陵地の樹林地については、適切な整備・保全に努める。 また、災害時における避難空間として、災害活用の拠点として活用できる公園緑地の確保に努める。

	臨海部	区域南部の臨海部においては、災害時における緊急避難所など防災拠点として活用できるオープンスペースの確保に努める。
d 景観構成 系統の配置	区域全体	都市的な景観と自然的景観の調和、水と緑の豊かな自然環境、歴史的遺産などの地域資源の適切な保全・活用を図りながら、個性的な地域景観の形成に努める。
	市街地内	市街地北部で東西に連なっている斜面樹林は、良好な市街地景観を形成する重要な要素であることから、今後もその景観の維持・保全に努める。
	麓地区	本地区の武家屋敷の生垣や屋敷林等の維持・保全を図り、自然と歴史が調和した雰囲気豊かなまち並みの継承に努める。
	日南海岸周辺部	日南海岸国定公園に指定されている区域東部の海岸周辺部については、海洋の青と森林等の緑を基調とした雄大で優れた自然景観を有していることから、開発行為の適切な規制・誘導のもと、今後もその良好な景観資源の維持・保全に努める。
	社寺	山宮神社の大クスなど社寺境内に分布する樹林については、建造物等の歴史的な雰囲気と相まって良好な景観を形成していることから、その景観の維持・保全に努める。
	河川	区域西部を流れる安楽川の沿岸は、手を加えられていない自然が多く残っており、水と緑の良好な景観が形成されていることから、今後もその景観の保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

レクリエーションニーズへの対応、災害時の避難場所の確保など、多面的な機能を確保する観点で都市公園の配置を必要に応じて適切に検討していくものとする。この際には、地域のアイデンティティ確立の観点にも立って、深い歴史を持つ史跡や文化財など、地域資源を有効に活用した個性的な施設となるよう留意する。

また、武家屋敷群やその周辺部の山城跡など、とりわけ良好で個性的な景観を形成している地区・資源については、必要に応じて景観条例等の適用の検討を行うものとする。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

志布志都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注①この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注②10年以内の整備とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

住宅地	高規格幹線道路(概ね10年以内に整備)	主要幹線道路(概ね整備済み)	鉄道
商業地	高規格幹線道路(概ね10年以降)	主要幹線道路(概ね10年以内に整備)	港湾・漁港
工業地	地域高規格道路(概ね10年以内に整備)	主要幹線道路(概ね10年以降)	河川
農業ゾーン	都市幹線道路(概ね整備済み)	都市幹線道路(概ね10年以降)	公園・緑地
森林地ゾーン	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	都市幹線道路(概ね10年以降)	公園・緑地境界
観光・レクリエーション地区	都市幹線道路(概ね10年以降)		

